

大府市告示 第67号

大府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により公告する。

なお、第13条第4項で準用する第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により併せて公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、第13条第4項で準用する第12条第2項の規定により、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年5月18日

大府市長 岡村 秀人

記

- 1 第13条第4項で準用する第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果

別紙「農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果」のとおり

- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

大府市役所 農業振興課

大府市中央町五丁目70番地

別紙

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果

令和8年2月16日に公告した農業振興地域整備計画の変更案に対して提出された意見書の要旨及びその処理結果は下記のとおりである。

なお、縦覧期間外に提出された意見、大府市の住民でない者（法人を含む）から提出された意見、及びその内容が農業振興地域整備計画の変更案の内容に係るものと認められない意見については農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第13条第4項で準用する第11条第2項の規定により効力を有しないため、省略した。

記

意見の要旨	左記の処理結果
(同様の意見 通)	意見はありませんでした。